

医療機関等での医療費および国民健康保険税の支払いが困難な方へ

利府町国民健康保険に加入し、次のいずれかに該当する方は、医療機関等での医療費および国民健康保険税の支払いを減免または猶予することができる場合があります。

- ①大雨や台風等の自然災害や火災により自宅等の資産が被害を受けた
- ②農業や漁業を営む方が自然災害等により収入が著しく減少した
- ③失業や事業の廃業等により療養期間中の収入が著しく減少した

国民健康保険に加入している未就学児の保険税軽減について

子育て世帯の負担軽減を図るため、国民健康保険に加入している未就学児(6歳に達する日以降の3月31日までの間にある方)に係る均等割額の2分の1を減額します。

未就学児1人に係る均等割額減額(年度額)

軽減割合	低所得者軽減後	未就学児減額分	減額後均等割額
7割軽減	11,100円	5,550円	5,550円
5割軽減	18,500円	9,250円	9,250円
2割軽減	29,600円	14,800円	14,800円
軽減なし	37,000円	18,500円	18,500円

障害者手帳を取得されている方へ後期高齢者医療制度移行のご案内

利府町国民健康保険に加入している方のうち65歳から74歳までの方で以下の障害の程度に該当する方は、申請することにより後期高齢者医療制度へ移行することができます。国民健康保険の加入状況(所得状況や加入人数など)によっては、後期高齢者医療制度へ移行した方が保険税が安くなる場合や、医療機関等での自己負担割合が低くなる場合があります。

●該当する障害の程度

- ・身体障害者手帳 1級、2級、3級
- ・身体障害者手帳 4級の一部
- ※音声機能、言語機能、下肢4級1号(両下肢のすべての指を欠くもの)、下肢4級3号(一下肢を下腿2分の1以上で欠くもの)、下肢4級4号(一下肢の著しい障害のみ)
- ・療育手帳の障害の程度A判定
- ・精神障害者保健福祉手帳の障害等級1級、2級
- ・障害年金受給者(年金証書1級、2級)
- ・高齢者の医療の確保に関する法律施行令第3条に定める程度

●申請に必要なもの

- ①障害の程度が分かる手帳等
- ②個人番号カードまたは個人番号通知カード
- ③窓口に来る方の本人確認書類(運転免許証等)
- ※別世帯の方が来る場合は委任状が必要です

●申請の窓口

町民課国保年金係(①番窓口)



年金記録を交付します

年金の加入履歴や納付状況等の記録を交付することができます。記録の「もれ」や「誤り」が見つかる場合がありますので、ご希望の方はお申し込みください。(土・日曜日、祝日は除く)

●対象者

公的年金制度(国民年金、厚生年金)の加入者
 ※旧法(老齢年金・通算老齢年金)受給者および共済年金の方は利用できません。

●申請に必要なもの

- ・基礎年金番号または照会番号が分かるもの
(年金手帳または納付書、日本年金機構からの発行文書に照会番号が記載されているもの等)
- ・本人確認書類(運転免許証等)

●申請の窓口

町民課国保年金係またはお近くの年金事務所